

第7回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 5年12月26日(火) 午後 4時00分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和 5年12月26日(火) 午後 4時00分
2. 閉会時間 令和 5年12月26日(火) 午後 4時37分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 16名
1番 北浦 守金 2番 田上 豊 3番 森 浩則
4番 稲田 勝 5番 水本 正一郎 6番 林田 靖仁
7番 田浦 秀子 8番 尾崎 栄 9番 松崎 慎太郎
10番 入江 敏昭 11番 森本 勝也 12番 米田 公明
13番 北尾 健一郎 17番 金子 利範 18番 廣瀬 光徳
19番 村里 枝美子
5. 欠席委員者の数 3名
14番 祐田 久男 15番 林田 了星 16番 太田 武春
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 2名
三会 吉川 周宏 高野 竹田 静男
7. 報告事項
報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
報告第2号 使用貸借解約通知書について
8. 議案
第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第3号議案 非農地証明願について
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について

議長

ただ今より、第7回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、14番 祐田 久男 委員、15番 林田 了星 委員、16番 太田 武春 委員は所要のため、欠席との連絡がっております。

本日出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、…番 ……委員、…番 ……委員を指名します。

議長

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページから2ページに記載のとおりで、12件 18筆 14, 534平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号 使用貸借解約通知書について報告します。

議案集3ページから4ページに記載のとおりで、6件 22筆 20, 619平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、1番に記載のとおりで、畑 4筆 3, 572平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、60, 229平方メートルで、農機具は、トラクター4台、トラック

3台、草刈機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は33年の農作業歴があります。家族5人で農業を営んでおり、父から贈与を受けるとのことです。申請地も含め、人参、大根、かぼちゃを作付けしており問題なしとみております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、2番に記載のとおりで、畑 2筆 2,617平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、22,807.95平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕運機1台、動噴1台、田植機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について報告します。

譲受人は45年の農作業暦があります。家族3人で農業を営んでおり、母から贈与を受けるとのことです。申請地も含め、水稻、馬鈴薯、レタス、ブロッコリーを作付けしており、問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、3番に記載のとおりで、畑 1筆 515平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、4,095平方メートルで、農機具は、耕運機 4台、消毒機械1台、草刈機2台、軽トラック1台、管理機3台、動噴2台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について報告します。

譲受人は妻と農業を営んでおり、申請地も含め、馬鈴薯、胡瓜、玉葱、柿、みかんを作付けし、通作距離は自宅から車で5分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について説明します。

4番の譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、4番に記載のとおりで、田 1筆 1,025平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、34,319平方メートルで、農機具は、トラクター1台、防除機1台、草刈機1台、田植機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について報告します。

譲受人は、31年の農作業歴があります。家族3人で農業を営んでおり、申請地も含め、水稲、ブルーベリー、オリーブ等を作付けし、通作距離は居住地から約900メートルということで、問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(……委員)

すみません。

議長

はい、どうぞ。

(……委員)

この譲受人の住所というのが……となっていますが、説明では通作距離が900mとありましたので、この住所は違っているのではないのでしょうか

議長

事務局、説明をお願いします。

事務局

譲受人は住民票は……に移されていますので、届け出をされた時点の住所は……なんですけれども、実際はこちらと行き来をして農業をされていると、現地確認の時はこちらにいらっしゃったと聞いております。

議長

ただいまの説明でよろしいですか。

(……委員)

はい、わかりました。

議長

それでは、第1号議案の4番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長（北浦 守金 会長）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の5番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の5番について説明します。

5番の譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、5番に記載のとおりで、畑 2筆 244平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、54,652.15平方メートルで、農機具は、トラクター2台、防除機4台、草刈機1台、耕運機3台、動力噴霧2台、田植機1台、トラック4台、管理機5台、コンボ2台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

（……委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の5番について報告します。

譲受人は、26年の農作業歴があります。家族3人で農業を営んでおり、申請地も含め、水稲、しょうが、白菜等を作付けし、通作距離は自宅から約2キロということで、問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の5番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の5番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

本件については、先月の総会で違反転用事案としてご審議いただき、追認許可申請を行わせることとし、県に報告書を提出することに決定されました。

その後、県から追認許可相当と判断する旨の通知をいただきましたので、今回、追認許可申請を行おうとするものです。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、1番に記載のとおりで、申請地203平方メートルを譲り受け、物置及び駐車場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側及び南側は宅地、西側は道路となっております。

切土造成し、雨水は自然流下及び道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

賃借人及び賃貸人は、議案集6ページ、2番に記載のとおりで、申請地736平方メートルを借り受け、レンタカー事業のための事業所建設用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第二種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は水路、東側は道路、南側は宅地、西側は農地となっております。

切土造成し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2

番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、3番に記載のとおりで、申請地1, 186平方メートルを譲り受け、木造平屋建事務所及び鉄骨造平屋建倉庫を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域外の農振地域内で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

(……委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側は宅地及び道路、南側は道路、西側は農地及び宅地となっております。

切土造成し、雨水は道路側溝へ、汚水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集7ページ、1番に記載のとおりで、平成10年月日不詳頃から、雑種地として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

(……委員)

第3号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は宅地、南側は農地、西側は道路となっております。

現地を見ますと、雑種地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 非農地証明願いの1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集7ページ、2番に記載のとおりで、平成15年月日不詳頃から、山林化しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

(……委員)

第3号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は水路、南側及び西側は道路となっております。

現地を見ますと、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 非農地証明願いの2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

申出人は、議案集7ページ、3番に記載のとおりで、平成10年月日不詳頃から、山林化しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

(……委員)

第3号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側及び西側は道路となっております。

現地を見ますと、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。
ただ今、説明がありましたが、第3号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 非農地証明願いの3番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、…番 ……委員の退場を求めます。

(……委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集8ページから18ページに記載のとおりで、耕作権の新規設定 24件 97筆 78,409平方メートル、耕作権の再設定 12件 59筆 45,966.39平方メートルです。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集 19ページに記載のとおりで、4件 8筆 8,193平方メートルです。

合計で40件 164筆 132,568.39平方メートルです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)を承認することに決定いたします。

…番 ……委員の入場を求めます。

(……委員 入場)

議長

第4号議案は、承認することに決定しましたので、……委員に報告します。

次に、第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、…番 ……委員の退場を求めます。

(……委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。

議案集の20ページから23ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、78筆、59,746平方メートルの農地について、島原市から農用地利用集積等促進計画(案)が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に基づき農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。

別添② 添付資料の1ページから2ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事

者」、「作物の種類」などを記載しており、11名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

…番 ……委員の入場を求めます。

(……委員 入場)

議長

第5号議案は、農地中間管理機構へ要請することに決定しましたので、……委員に報告します。

議長

以上で、第7回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第7回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

終了時間 午後 4時37分